

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. **企業間連携・共創の推進**（プロジェクトごとの最適なチーム編成や、オープンな協業体制を通じて、新しい表現や価値創出に取り組みます。）
- b. **IT・デジタル活用の支援**（Web・デジタル領域における設計・実装・運用の知見を活かし、取引先や協力事業者の業務効率化や情報発信の高度化を支援します。）
- c. **専門人材との適切なマッチング**（プロジェクト内容に応じて、専門性を持つフリーランスや制作パートナーとの公正で透明性のある連携を行います。）
- d. **働きやすい制作環境づくり**（リモートワークや柔軟な働き方を尊重し、関わるすべての人が持続的に力を発揮できる制作環境の構築に努めます。）
- e. **健康経営に関する取組**（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施）
- f. **事業継続への配慮**（災害や社会環境の変化においても、プロジェクトや取引が継続できるよう、情報共有や役割分担の明確化を図ります。）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、制作過程で生まれた成果や改善効果を、可能な限り取引先や制作パートナーと共有し、適切な対価や条件として還元することを目指します。また、本宣言の趣旨を自社内にとどめず、関わる取引先やパートナーにも共有し、サプライチェーン全体での理解と浸透を図ってまいります。

2026年1月23日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社オンド

代表取締役 折尾祐希